

農林水産物を活用した関連産業での設備投資をする際の 支援措置を知りたい

特色ある農林水産物を活用した農林水産・食品関連産業分野において、設備投資を検討している経営体は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業※計画の承認を得ることで、以下のような支援を受けられます。

※地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような事業

○設備投資の課税特例

- ・設備投資（投資額 2,000 万円以上）を行う場合に、一定の要件を満たすことで特別償却や税額控除を受けることができます。（適用期限：2024 年度末まで）

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40 % (50%)	4 % (5%)
器具・備品	40 % (50%)	4 % (5%)
建物・付属設備・構造物	20 %	2 %

※()は直近事業年度の付加価値額増加率が 8%以上など上乗せ要件を満たす場合

課税特例の詳細については、下記の経済産業省ホームページを御確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

○その他

- ・固定資産税の減免（一部の市町村、対象要件有り）
- ・緑地面積率の緩和（一部の市町村）

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農政部農業政策室企画班 e-mail : noseise-k@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話 : 022-211-2963